改正後

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児、幼児又は学童のうち身長が百五十センチメートル以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　（略）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シート・クッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

ハ　主として学童を座席ベルトによって直接拘束できるように、学童を適切に定置する装置。

三～六　（略）

七　「ＨＩＣ」とは、自動車のフルラップ前面衝突安全性能試験、ＭＰＤＢ前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、自動車の歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八　「ＨＰＣ」とは、年少者用補助乗車装置の側面衝突安全性能試験により、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

九～二十七　（略）

二十八　「腹部圧力」とは、ダミーの腹部に生ずる圧力をいう。

二十九　（略）

三十　「ＮＩＣ」とは、自動車の後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

三十一～四十二　（略）

四十三　「二輪自動車ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる二輪自動車模型であって、人体模型が乗車したものをいう。

四十四　（略）

（自動車の評価）

第四条　自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一～九　（略）		
十　事故自動緊急通報装置性能	事故自動緊急通報装置の種類を確認する試験	事故自動緊急通報装置の種類に応じた三段階の指標

改正前

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　（略）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

（新設）

三～六　（略）

七　「ＨＩＣ」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験、ＭＰＤＢ前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

（新設）

八～二十六　（略）

（新設）

二十七　（略）

二十八　「ＮＩＣ」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十九～四十　（略）

（新設）

四十一　（略）

（自動車の評価）

第四条　自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一～九　（略）		
十　事故自動緊急通報装置性能	事故自動緊急通報装置の種類を確認する試験	事故自動緊急通報装置の種類に応じた二段階の指標